

回 覧

農地に住宅等の建築を予定している方は 農振手続きを忘れずに

町では、平成 30 年度に「岩手農業振興地域整備計画」の見直しを行います。
農業振興地域整備計画（農振）は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、見直しが義務付けられており、前回の平成 25 年の見直しから 5 年が経過したことにより来年度見直しを行うものです。

そのため、平成 30 年度は、農振除外の手続きを凍結し、一般の農振除外の申出に係る受付を行いませんのでご注意願います。

今後農地に住宅等の建築を予定している方は、次の期日までに農振の変更手続きをしてください。

○平成 30 年度に農地に住宅や作業小屋等の建築を予定している方
平成 29 年 11 月末日

○平成 31 年度以降に農地に住宅や作業小屋の建築を予定している方
平成 30 年 3 月 31 日

※農振の変更手続きを行わない場合は、住宅等の建築ができない場合があります。
建設を予定している方は必ず手続きをするようお願いいたします。



申請先・お問い合わせ先
岩手町役場 農林環境課 農業振興係
電話：0195-62-2111（内線 303）
FAX：0195-62-3589